

逗子市生ごみ処理容器等購入費助成金交付要綱の一部を改正する要綱（案）

逗子市生ごみ処理容器等購入費助成金交付要綱（平成 8 年 4 月 1 日施行）の一部を次のように改正する。

第 2 条を次のように改める。

（用語の意義）

第 2 条 この要綱において「容器等」とは、本市がごみの減量化施策の一環として推奨する一般家庭から発生した生ごみを電力を使用することなく微生物等により減量化又は資源化させるものであって、転売されたものでないものをいう。

第 4 条第 1 項中「（容器等のうち、電力を使用するものにあつては 3 分の 2）」を削り、同条第 3 項を次のように改める。

3 助成対象となる容器等は、1 世帯当たり 1 個とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

第 5 条に次の 1 項を加える。

2 助成金の交付は、1 年度につき 1 回とする。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。